

平成30年4月1日から

**違反対象物公表制度が始まりました!**



## 1 違反対象物に係る公表制度とは

防火対象物（建物）には、その規模、用途、収容人員（利用人数）に応じて、消防法第17条の規定により、消火設備、警報設備又は避難設備（以下「消防用設備等」という。）を設置しなければならないこととされています。

このうち、初期消火に有効な屋内消火栓設備やスプリンクラー設備、火災の発生を早期に覚知することができる自動火災報知設備については、特に重要な消防用設備等として位置付けられています。

このため、消防法令で、これら重要な消防用設備等の設置が義務付けられているにもかかわらず、設置されていない防火対象物については、重大な消防法令違反であり、火災発生時に被害が拡大するおそれが高くなると言えます。

消防機関では、このような重大な消防法令違反のある防火対象物を覚知した場合には、遅滞なく改善するよう指導し、指導によっても改善されない場合には、消防用設備等の設置維持命令（消防法第17条の4）を行い、その命令の内容について、防火対象物への標識の設置やホームページへの掲載等により公示する（消防法第5条第3項）こととなります。ただし、命令及び公示までには多くの手続を必要とし、相当な期間を要することから、その間、違反対象物の危険性に関する情報が利用者等に周知されない状況にあります。

このことから、総務省消防庁においては、「違反対象物に係る公表制度の実施について（平成25年消防予第484号）消防庁次長通知」により、利用者自らが建物の情報を入手して利用を判断できることが必要である。については、消防法令に重大な違反のある防火対象物について、その違反内容等を公表する制度である違反対象物に係る公表制度（以下「公表制度」という。）の実施を推進しており、政令指定都市が先行して、平成27年4月から公表制度を導入しているところです。また、「違反対象物に係る公表制度の実施の推進について（平成27年消防予第133号）消防庁次長通知」により、管内人口が20万人以上の消防本部においても、積極的に推進を図るよう通知がありました。

佐久広域連合においても、住民の皆さんが安心して建物を利用できるよう、消防法令違反がある建物の情報を公表するための制度について、平成29年第1回佐久広域連合議会定例会において、佐久広域連合火災予防条例の一部改正が議決され、公表制度が平成30年4月1日から開始されました。

## 2 改正概要

重大な消防法令違反が認められる建物について、情報公開制度の一環として消防本部が

有する防火対象物の火災危険性に関する情報を利用者等に公表し、利用者自ら建物の情報を入手して、利用者の選択、判断を通じて防火安全に対する認識を高めて、火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物関係者による消防用設備等の早期の設置促進を図ることを目的としています。

### 3 条例の改正内容

- (1) 防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令等の規定に違反する場合にその旨を公表することができるものとし、また、公表するときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知することを規定します。
- (2) 公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続を規則に定めることを規定します。

### 4 規則の改正内容

#### (1) 公表の対象となる防火対象物

火災が発生した場合に避難等が困難であり、人命に多大な被害を出すおそれがある不特定多数の人が利用する飲食店、物品販売店や福祉施設等の防火対象物（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物）を公表の対象とします。

特定防火対象物（消防法施行令別表第1）

(1) 項	イ	劇場、映画館等	(5) 項	イ	旅館、ホテル等
	ロ	公会堂、集会場		イ	病院、診療所等
(2) 項	イ	キャバレー等	(6) 項	ロ	特別養護老人ホーム等
	ロ	遊技場等		ハ	老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗		ニ	幼稚園等
	ニ	カラオケ、ボックス等		(9) 項	イ
(3) 項	イ	料理店等	(16) 項	イ	特定複合用途防火対象物（※1）
	ロ	飲食店	(16の2) 項		地下街（※2）
(4) 項		物品販売店舗等	(16の3) 項		準地下街（※2）

※1 上記表の(1)項から(9)項までに掲げる用途が含まれる建物です。

※2 現在、佐久広域管内に地下街又は準地下街に該当する施設はありません。

#### (2) 公表の対象となる違反の内容

公表対象とする違反内容については、消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」又は「自動火災報知設備」が設置されていないものとしします。

- ア 屋内消火栓設備 : 建物関係者が初期消火のために使用する設備
- イ スプリンクラー設備 : 火災の熱を感知して自動的に放水して消火する設備
- ウ 自動火災報知設備 : 火災の煙や熱を感知して自動的に建物利用者に火災の発生を知らせる設備



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

### (3) 公表の実施

消防機関が防火対象物への立入検査を実施し、(2)に対する違反を認め、その結果を通知した日の翌日から起算して14日を経過した日において、なお、同一の違反の内容が認められる場合に、公表予定日の7日前までに公表する旨を建物関係者に通知します。当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、公表を実施します。

### (4) 公表の方法

広く利用者等に当該違反防火対象物の情報を提供できることから、佐久広域連合消防本部のホームページに掲載し、公表するものとします。

### (5) 公表する事項

公表する事項については、違反が認められた防火対象物の名称及び所在地、違反の内容とします。

**違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。**

